

# 山陽女子短期大学 新型コロナウイルス感染症に対する行動指針

全国で新型コロナウイルス感染が拡大する中、本学の諸活動についての行動指針を策定しました。これは「新しい生活様式」による感染防止行動の遵守を前提として、本学の学生や教職員の皆さんが状況に応じて、適切かつ柔軟に活動する目安を示すためのものです。

2021年6月1日作成

警戒レベル	判断基準（※1）		授業の実施方針	学外実習の実施方針	ボランティア活動実施方針	学生団体の活動、サークル活動の実施方針	研究活動実施方針	出張の方針	教職員の業務遂行方針	会議実施方針	学外者の入構方針	図書館・学生ホール・食堂等の利用方針	学内施設を利用したイベント実施方針
	国・自治体等の対応	学内の感染状況											
0 (通常)	感染終息が宣言された状態	なし	平常通り	平常通り	平常通り	平常通り	平常通り	平常通り	平常通り	平常通り	平常通り	平常通り	平常通り
1	感染への注意が必要な状態	本学の学生や教職員に感染者が発生したが、学内で感染拡大の恐れがない場合	感染防御対策を実施した上で、原則対面授業を行う。必要があれば、遠隔授業も併用する。	実習先が受入可としている学外実習のみ実施し、それ以外は学内実習を行う。	適切な感染防御対策を講じた活動のみ参加する。	感染防御対策を講じた上で、学生団体・サークル等の課外活動を実施する。	感染防御対策を講じた上で、平常どおりに研究を実施する。	本学が指定する地域※2への不要・不急の出張は原則禁止する。	感染防御対策を講じた上で、平常通りとする。	感染防御対策を講じた上で、対面型会議を実施することができる。ただし、遠隔会議又はメール会議を積極的に実施する。	感染防御対策を講じた上で、平常通りとする。（ただし本学が指定する地域※2からの入構者については学長の許可を必要とする。）	感染防御対策を講じた上で、利用可能。	感染防御対策を講じた上で、平常通りとする。
2	感染拡大防止集中対策などの要請が届いている場合		感染防御対策を実施した上で、原則対面授業を行う。必要があれば、遠隔授業も併用する。	実習先が受入可としている学外実習のみ実施し、それ以外は学内実習を行う。	適切な感染防御対策を講じた活動のみ参加する。	感染防御対策を講じた上で、学生団体・サークル等の課外活動を実施する。ただし、原則として遠征・合宿等は禁止する。	感染防御対策を講じた上で、平常どおりに研究を実施する。	本学が指定する地域※2への不要・不急の出張は原則禁止する。	感染防御対策を講じた上で、業務を精査して実施する。所属長の判断により、交代制勤務・リモートワーク・時差出勤可とする。	感染防御対策を講じた上で、対面型会議を実施することができる。ただし、遠隔会議又はメール会議を積極的に実施する。	感染防御対策を講じた上で、平常通りとする。（ただし本学が指定する地域※2からの入構者については学長の許可を必要とする。）	感染防御対策を講じた上で、利用可能。	学長が認めた場合は実施することができる。
3	・広島県が緊急事態宣言地域に指定されている場合 ・広島市または廿日市市がまん延防止等重点措置の対象地域に指定されている場合		原則、遠隔授業とする。ただし、実験実習など対面でないと教育効果が得られないと学長が判断した場合は十分な感染防止策を講じた上で、対面で実施する。	実習先が受入可としている学外実習のみ実施し、それ以外は学内実習を行う。ただし、学外実習は学長がその必要性を認めたものに限る。	学長がその必要性を認めた活動のみ参加する。	学生団体・サークル等の課外活動（遠征・合宿等を含む）を禁止する。ただし、非対面での活動は認める。	研究の継続に必要な不可欠な場合に限り学内で実施できる。	不要・不急の出張は原則禁止する。	感染防御対策を講じた上で、業務を精査して実施する。所属長の判断により、交代制勤務・リモートワーク・時差出勤可とする。	遠隔会議又はメール会議のみ実施する。ただし、学長が認める特例的な会議を除く。	感染防御対策を講じた上で、平常通りとする。（ただし本学が指定する地域※2からの入構者については学長の許可を必要とする。）	感染防御対策を講じた上で、運営内容を精査して実施する。	原則禁止する。
4	大学施設に使用停止要請があった場合、又は大学に対する休業要請があった場合	本学の学生や教職員に感染者が発生し、学内で感染拡大の恐れがある場合	全ての学生の登校を禁止する。遠隔授業は実施できない。	全ての実習を中止する。	すべてのボランティア活動を禁止する。	学生団体・サークル等の課外活動（遠征・合宿等を含む）を禁止する。ただし、非対面での活動は認める。	原則として在宅での研究とし、学長が研究の継続に必要な不可欠と認めた場合のみ学内で実施できる。	全ての出張を原則禁止する。	学長が特に必要と認めた下記の者に限り出勤可とする。 ①資産維持・管理のために必要な教職員 ②その他学長が特に必要と認めた教職員	遠隔会議又はメール会議のみ実施する。	入構を禁止する。	利用を禁止する。	全て禁止する。

※1 ステージが各判断基準で異なる場合は原則上位のステージ判断とするが、県内、学内の感染状況の現状や動向により総合的に判断する。

※2 『緊急事態宣言』又は『まん延防止等重点措置』の対象区域となった都道府県。

■この行動指針は今後の状況に応じて変更することがあります。